

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第2回）

日時 平成30年10月29日（月） 9：59～11：59

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○吉野電力・ガス事業部政策課長

すみません、お忙しいところをありがとうございます。それでは、定刻より若干早いタイミングではございますが、ただいまから総合資源エネルギー調査会、電力・ガス事業分科会、電力・ガス基本政策小委員会の第2回のガス事業制度検討ワーキンググループを開催させていただきたいと思っております。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、二村委員におかれましては、少し遅れてのご出席となる旨、ご連絡をいただいております。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思っております。

○山内座長

皆さん、おはようございます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、議事次第にありますように、3つの議題ということになっております。

まず、1つ目が今後の議論の進め方というものであります。

それから、2つ目が一括受ガスに関する検討ということでありまして、これは、事務局からの説明に加えまして、関係者からのヒアリングを行いたいと思っております。

それから、3つ目が熱量バンド制に関する検討について議論を進めたいと思っております。

それでは、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。当然、傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席いただければと思います。

それでは、資料3になりますが、今後の議論の進め方について、事務局からご説明をお願いいたします。

○吉野電力・ガス事業部政策課長

ありがとうございます。それでは、事務局からご説明申し上げたいと思っております。

すみません、その前に若干、順番が前後するかもしれませんが、資料の確認をさせていただきます。

ますと、資料1につきましては議事次第、資料2につきましては委員等名簿、資料3につきましては、これからご説明申し上げますが、今後の議論の進め方、資料4につきましては一括受ガスに関する検討、資料5につきましては関西電力の一括受ガスについてのプレゼンテーションペーパー、最後になりますが、資料6につきましては熱量バンド制に関する検討、以上でございます。

なお、委員の方々におかれましては、iPadにおきまして資料をご覧いただけるとともに、紙媒体でお机の上に配付されているのではないかと存じております。

何か資料の面での不備等ございましたら、事務局にご遠慮なくお問い合わせいただければと存じます。

それでは続きまして、資料3の今後の議論の進め方について、ご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページ目でございます。前回のワーキングにおけるご意見というものを、事務局で恐縮ながらまとめさせていただいたものでございます。

前回、大変に活発な、かつ広範なご意見をいただきまして、感謝をまず申し上げたいと思います。その上で、今後の議論の進め方に関するものとして、4点ほどピックアップさせていただいております。

内容につきましては、こちらの資料をご覧いただければと思うのですが、最初の黒丸のところが、これはガスシステム改革の目的でありますとか、あと、どこまで電力・ガスというものが共通のものになっているのかという、その電力・ガスの差異みたいなところ、そういうものについてご指摘いただいたものというものでございます。

2番目の黒丸でございますけれども、こちら、国際的な状況ということでございます。もちろん国内の競争促進というのは非常に重要なものと考えておりますけれども、他方で、それ以外にオイルメジャーとの交渉の話でありますとか、あとは新興国などの状況を見て、グローバルで見たLNGの調達の競争というものをよく考えていかなければいけないというご指摘でございます。

3点目でございますけれども、こちらのほうは、新規参入をされてこられた事業者の方々というのを、状況をよく見ながら、今後その競争状況というのを、現状と将来、両面にわたって見ていく必要があるのではないかとご指摘と理解しております。

最後の黒丸でございますが、ガスシフトについての重要性というのは、これは論をまたないということかと思っておりますけれども、それが閣議決定とかエネルギー基本計画に書かれていると、したがって、自動的に何か補助というようなものを行っていくというのではないということではないかという、こういうご指摘がございました。

その上で、2ページ目でございます。

本ワーキングにおける検討の基本的な考え方というものでございますが、そういったさまざま

なご議論を踏まえまして、方針を以下のように基本として定めた上で、検討を進めることとしてはどうかというものでございます。

まず、基本的な考え方でございますけれども、システム改革の目的ということで4点ほど挙げてございます。すなわち、安定供給、料金の最大限の抑制、メニューの多様化と事業機会の拡大、最後はガスの利用拡大という、この4点でございまして、その上で、その背景にあるガス事業の特性と現状の制度的対応を踏まえながら、今後の検討を進めてはどうかというものでございます。

真ん中の青2つの四角、緑2つの四角につきましては、これ、前回は提示した資料と同様のものがございますけれども、まず、青の調達・製造の観点というところがございますけれども、こちらは、事業の特性としては、やはり規模の経済みたいな話ですね。調達のところでも規模が必要になる面があるかと思えますし、基地建設についても同様であると。したがって、寡占化しやすい構造にあるという事業の特性でございます。

それを踏まえまして、現状の対応といたしましては、基地の第三者利用制度の創設でありますとか、新規参入者の参入促進のためのさまざまな施策というものでございますし、卸取引につきましても、ガイドラインにおいて適正な卸取引に関する事項を記載しているということでございます。

右側の緑2つでございますけれども、今度は小売のものでございまして、特性といたしましては、保安業務の重要性という話と、小さな規模での調達というのが現実的ではないというところと、エリアによって需要密度が異なるという、そういう事業特性であろうかなと思っております。それに対する対応といたしまして、下の緑の四角でございますけれども、ガス事業法の改正に伴いまして、保安業務というのを導管事業者に担っていただくという整理にしたということと、あと、小売につきましては、ワンタッチ卸、パンケーキ解消など、同時同量制度の見直しなどによって、新規参入しやすいような構造にしてきたという状況でございます。

それを踏まえまして、本ワーキングにおける検討の方向性というのがオレンジの四角というものに書かれているところがございます。すなわち、ガスシステム改革に伴う環境変化、これは当然考えていかなければいけない論点でございますけれども、それに加えて、グローバルで見たLNGの獲得競争といった、そういうものも含めた産業全体の環境変化というものもよく見ていかなければいけないというのが1点と、2点目として、規制改革実施計画において示された課題というものがあるという、この宿題みたいな話でございますが、そういった論点を含めまして、総合勘案した上で必要な制度的措置を検討していくということにしてはどうかということでございます。

なお書きでございますが、前回のこちらのワーキングにおきましても、制度的対応以外のこと

も示唆するようなご発言があったのかなと事務局としては理解しております、そういった議論につきましても、その議論を提起していただくというのは、これは当然のことと事務局としては思っておりますけれども、そういった議題につきましては、本ワーキング、制度措置というのがメインのフォーカスになってこようかと思っておりますので、むしろそういった、こちらで提起された論点につきましては、電力・ガス基本政策小委員会に対しまして、当ワーキングとして論点提起をしていくことにしてはどうかというものでございます。

3ページ目と4ページ目が今後の議論の進め方でございます。3ページ目が早期に結論を得ることを目指すものというものでございまして、4ページ目におきましては、これは必ずしも早期にという、時間軸に縛られないものというような整理で書いているところでございます。

まず、3ページ目の早期に結論を得ることを目指すものというものでございますけれども、こちらにつきましては、やはり新規参入者の参入促進というのが非常に重要なのではないかというふうに考えておりますので、そういった参入促進策というのを検討していくというのを、まずフォーカスを当てていったらどうかというものでございます。

最初の四角に書かれていますとおり、ガスの小売の全面自由化から1年半が経過いたしまして、一定のスイッチングが進み、新しいサービス・料金メニューが出現したというような効果が見られると考えているところでございます。

他方で、2番目の四角でございますけれども、新規参入者の数が限定的であるということでありまして、一部の地域ではスイッチングが生じていないというようなところにも留意が必要なのかと考えてございます。もちろん数が全てというものではありませんので、ガス事業の特性みたいなところも考えていかなければいけないというところではございますが、とはいえ、新規参入者の数というものについては、ある程度見ていかざるを得ないということなのかと考えているところでございます。

そうした経緯、状況からして、ここで提起させていただいておりますように、ガス小売市場がより競争的な環境となるよう、まずは新規参入者の参入促進策というのを検討するというようなことが必要なのではないかと論点を書かせていただいているというところでございます。やはり新規参入者が入ってからこそ非常に競争が実効的になってくるという側面も、これは無視できないというところだと思いますし、そのためにどのような施策というのを新規参入者として求められているかというのは、我々としてもちゃんと配慮していかなければいけない事項と考えているところでございます。

続きまして、2ポツでございますけれども、一括受ガス容認の妥当性の検討ということでございます。

こちら、規制改革実施計画におきまして、30年度中に結論を得るということにされておりますので、こちらにつきましても、一括受電の扱いなども踏まえながら、その妥当性について検討するということをごさいます、こちら、本日後ほど、議題2だったかと思えますけれども、こちらでより詳細に議論をいただければありがたいなと思っているところをごさいます。

次のページにお進みください。4ページ目をごさいます、今後の議論の進め方②ということをごさいます、その後に結論を得るといふものを目指すものということをごさいます。

まず、3番目の熱量バンドの導入に関する検討ということをごさいます、これ、内容につきましては、委員の方々ご案内のとおりかと思えます。標準熱量制から熱量バンド制に移行するということをごさいます、こちらにつきましても、消費者の方々とか、最終ユーザーの方々とか、そういうところで現状、標準熱量制というのを前提に事業活動を行われているというような面もあるかと思えますので、そういうところも含めましたメリット・デメリットの検証というのをまずは行ってみると。その上で、その導入の適否について、このワーキングで議論していくというような形にしてはどうかというものでごさいます。

こちらの議題につきましても、議題の3だと思えますけれども、熱量バンド制についての調査を行うということ事務局としては考えておきまして、こちらの内容につきましては、本日ご議論いただく予定ということをごさいます。

4ポツをごさいます、LNG基地の第三者利用の追加的な促進策の検討ということをごさいます。

現状におきましては、考え方として、比較的大きな基地についての第三者利用というのの措置が講じられているということをごさいますし、こちらにつきましては別途の枠組みにおいて検討を進めているということもごさいます、その対象の拡大につきましては、ここは要否も含めまして、今後、制度のあり方を検討することにしてはどうかと考えているところをごさいます。

議題3と議題4につきましては、規制改革実施計画におきまして、31年度中にそれぞれアクションをとっていくというような書き方をされておきまして、もちろんその内容の書きぶりについては差異がごさいますけれども、31年度中というところがごさいますので、そういった時間軸のもとで検討を進めていくということにしてはどうかと考えているところをごさいます。

最後、5ポツにつきましては、バスケットクローズをごさいます。その他と書いておきすけれども、さまざまな追加的な競争活性化策とか、安定供給の確保の観点から検討が必要な措置でありますとか制度というものが、これ、当然あるかと思っておりますので、そういう意味で、何かほかの要点がありましたら、場合によっては3ページ目の区分で進めていくというのものもあるかもしれませんけれども、今後の状況を見ながら必要な検討を行っていくというような形で進め

られないかということでございます。

5ページ目以降につきましては、前回の審議会などの場で提示させていただいたもの、若干の時点修正、数字の修正みたいなのがございますけれども、それを添付させていただいているのみでございますので、この場での説明というのは割愛させていただければありがたいと考えております。

事務局からの資料3の説明は、まず以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、委員の皆様からご質問あるいはご意見を伺いたいと思いますが、例によって、ご発言を希望される委員の方はお手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

それと同時に、ちょっと余計なことなのですが、この会場ってとても音響こもりやすいんですね。ご発言されるときに、なるべく滑舌よくして、それから、マイクを少し口から離していただくと多分聞きやすくなりますので、お気を使っていただければと思いますので。

それでは、どなたでも結構でございますので、ご発言ご希望の方いらっしゃれば。

それじゃ、草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。ご丁寧な説明、恐縮です。

今後の議論の進め方、賛成させていただきます。

前回のワーキングで、私としては、LNG基地の第三者利用の追加的な促進策の検討は喫緊の課題であるというようなことを申したわけですが、LNG基地の第三者利用につきましては、例の第三者に供するLNG基地容量の基準である20万キロリットルの引き下げの問題というのが、新たな制度設計の事柄として議論されるべきと認識しておりますし、そういう意味では、早くやっていただいたらいいかと思うのですが、それ以外にもいろいろ、例えば安定供給のための基地増強といったような議論も重要だと思っております。全ての事業者が供給安定に同じ責任を負う新しい同時同量制度のもとで新規参入の機会が拡大していくこと、また、新規参入者のシェアも拡大していくことを理想といたしますので、こういったことが非常に重要な論点になると私は認識しております。すなわち、必ずしも第三者利用の議論に限定せずとも、そもそものインフラ形成のあり方といったものをも議論いただくということが非常に重要なのではないかと考えております。

このような議論の進め方でぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかにご発言ございますか。

市村委員、どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。

私から、今回の事務局にご説明いただいた点について、進め方としては特段異存はございません。

1点だけ申し上げさせていただければ、1点目の早期に結論を得ることを目指すものという、この3ページ目のところでございます。

新規参入者の参入促進策の検討ということで、具体的には卸供給の追加的な促進策をどうしていくかということかと思いますが、前回、私が申し上げさせていただきましたが、やはりここは、目的と手段というものを明確に意識した上で議論すべきではないかと思っているところでございます。

具体的には、卸供給の活性化といった観点で申し上げますと、まさにここで記載をしていただいている小売への新規参入をどうやって進めていくかといった問題と、前回、武田先生がたしかおっしゃったように思いましたが、第1グループと第3グループの間に見られるような、まさに卸供給先の固定の問題をどのように解消していくべきなのか、解消すべきかどうかといったような論点、こういう大きく分けて2つあると思っています。この目的がいずれかによって、やはり達成すべき手段、方策といったものが異なってくるのではないかと考えております。

例えばですが、現行の制度の中もワンタッチ卸というものがあるかと思いますが。こちらについては、やはり新規参入促進という関係からは卸供給の活性化の一つの方策だと思いますが、他方で、先ほど申し上げたような卸供給先の固定の問題といったところに対する解決にはならないというところかと思いますが。

今回、まさに早期に結論を得ることを目指すとされているのは、規制改革会議のところでもガス小売市場の競争促進のためといったことが書かれておりますし、本日も説明いただいた新規参入者の数が限定的であることですか、一部の地域ではスイッチングが進んでいないといった競争が限定的という問題、ここをまず解決していくといったところがやはり重要ではないかと思っております。

ですので、この新規参入者の参入促進策、卸供給の追加的な施策といった観点から、今申し

上げた新規参入者をどうやって拡大していくか、その目的から費用対効果の高い政策が何なのかといった観点を意識しながら議論を進めていければと、それが重要だと考えているところでございます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

橘川委員、松村委員、ちょっとどちらが先に上げたかわからなかったです。橘川委員からよろしいですか。

じゃ、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

ありがとうございます。

このワーキンググループプロパーの問題じゃないかもしれませんが、少し幅広で発言してもいいってことで、この機会に発言させていただきますけれども、やはり地域間格差が、スイッチング地域間格差が非常に大きいというところが気になります。

幾つかの地域によって要因が違うと思いますけれども、何か私は二重の付度がきいているのではないかと考えていますけれども、1つ目の付度は、本当は一番スイッチングがよくてよさそうな関東が平均よりも低いというところなのですけれども、これは、電力と比べて、やっぱり都市ガス会社間の越境、これが非常に不活発だと。ようやくCDが関東に登場しましたけれども、出てくるの遅過ぎると思いますし、それが活発じゃないと、ここのところが一つ大きな問題。何となくガス会社間の付度みたいなものがあるのではないかとというのが1点です。

それから、中国・四国、あるいは東北、九州も一応平均以下だったところを考えると、これは、ガス会社のほうが第2グループ、第3グループの地域最大ガス会社が電力会社との関係で付度していて、電力市場に思い切り入っていくと仕返しが怖いというような論理があって、何となくその両者の間に、本来電力がもうちょっとガスに入ってきてよさそうなのに、平均率下げているようなところがあるのではないかと。ここにも一つの付度みたいなものがあるのではないかと、こういうふうに感じます。

端的には、例えば都市ガス会社、セットメニューという要望、消費者に多いと思うのですが、都市ガス会社が今訴求しているセットメニューは、今のところの制度の関係もありますけれども、電力料金は自由料金で、ガス料金は規制料金という組み合わせになっているわけですが、将来的には、これはやっぱり両方自由料金になるようなところまで競争が進まないといけないのではないかと考えています、ここの委員会のマターではないかもしれませんが、その辺

までしっかり深掘りできるような議論をいろんな会議でやっていただきたいなと思います。

以上です。

○山内座長

次に松村委員、どうぞ。

○松村委員

事務局の整理はとても合理的で、全てこのとおりに今後やっていただければと思いました。

次に、前回言うべきだったのかもしれない点。巨大なオイルメジャーとの交渉、あるいはそのバーゲニングパワーとかはとても重要な問題であることは間違いないのですが、これを口実にして、他の改革がスタックするようなことがないように願っています。

具体的に言うと、今は他の国もLNGで輸入することが多くなり、日本のシェアはどんどん小さくなっている。ここで買い負けるというような問題は新たに出てきたというのは確かにそうですが、一方で、日本が圧倒的なシェアを持っていたときに、ちゃんと合理的な値段、合理的な契約条項で買っていたのかということは、もう一回思い出していただきたい。これを口実に変なゆがみをもたらそうとする人たちから、まるで先祖返りするような主張が出てきたときには、そういう主張する人は、かつてどういう悲惨なことが起こっていたのかを念頭に置きつつ議論していただきたい。

一方で、こういう状況の変化のもとで各事業者が努力する、例えばJERAがいろんな改革をするのを、ガスの制度改革が邪魔をすることになったりしたらとてもまずいことは十分わかっていますので、こういう要素も重要だということは重々わかっています。しかしこれが口実になって妙な展開にならないよう私自身も心がけたいと思っています。もしそんな議論が出てきたら、その度に指摘させていただきます。

次に、LNG基地の利用の拡大に関しては、確かに即効性があり、やるべきこと。やらない理由はないと思いますので、早急に議論することは重要だと思います。一方で、これに期待をかけ過ぎないという点も重要だと思います。

今の仕組みは基本的に、貸すためにつくる義務を課すものではなく、余力の範囲で貸すことを要求している。そうすると、事業者は基本的には余力のないようつくるのが一番効率的というか合理的なわけで、そういう意味では恒常的に余力であることは期待できない。需要の脱落分が空くことは当然あり得ることですが、恒常的に空くことは普通期待できない。そうすると、この余力だけを当てにして参入するのが長期的にサステナブルか、かなり疑問。

そうすると、ここにもちゃんと正しく書かれていますが、ある種の卸取引を活性化することとセットでないと効果を上げられない可能性は十分あるので、こちらが先行するのはいいと思いま

すが、卸市場の整備、市場というのは相対取引も含めてって意味ですが、こちらの整備も少なくとも同じぐらい重要だということは、私たちは認識する必要がある。

事務局の説明で若干、多分杞憂だと思いますが、心配になったのは、一括受ガスに関してです。この説明の過程で電力の一括受電の話もちらっと出てきたような気がします。ガスと電気は違うので、当然違う制度設計というのはあり得るのは当然のこと。したがって、電気があるからガスも当然にやるということにはならないので、慎重な議論になると思いますが、一方で、電気とガスがアンバランスだ、あるいは、既に事実上の一括受ガスに近い形態で供給されているビルとかがあるじゃないかという議論があるときに、じゃ、揃えるために電気の一括受電も廃止する。そうすれば確かに統一にはなるけれども、前進というよりは、後退によって制度を揃えるのは、規制改革の要望に対してけんかを売ると言うと言い過ぎなんですけれども、それに近い状況になっていて、そういう方向に議論が進まないことを願っております。これも各論でまた、もしそういう話が出てきたら発言させていただきます。

以上です。

○山内座長

それでは、日本ガス協会、多田オブザーバー、どうぞ。

○多田オブザーバー

ありがとうございます。

今後、議論を進めていただくに当たりまして、都市ガス市場の現状について発言をさせていただきます。

昨年4月の小売全面自由化スタートに合わせまして、主として競争環境整備の視点から、さまざまな措置がなされました。これを受けまして、私ども都市ガス業界としましても、新制度を踏まえ、競争環境整備に着実に対応し、制度移行を円滑に実施してまいりました。

先日の設計設計専門会合では、LNG基地の第三者利用促進に向けたガイドラインの見直し内容が示されましたが、業界としましても、ガイドラインの正式な改正を待たずに、できることから速やかに対応するよう促してまいりたいと思っております。

次に、小売全面自由化後の状況でございますけれども、既に1年以上が経過し、昨今、新規参入者がガス卸とサービスを組み合わせた独自のプラットフォームをつくり、それを活用して、さまざまな小売事業者が参入する動きが具体化しております。

また、都市ガスの参入エリア拡大を計画する新規参入者がいることも報道されておまして、今後、都市ガスの小売競争は本格化していくと想定されております。

一方で、スイッチングが発生していない地域が一部あることも認識しております。ただし、こ

うした地域では、高齢化、少子化、人口減少など、多くの問題を抱えているのも事実でございます。現在、政府が中心となって地方創生を掲げ、地方を盛り上げるための取り組みを進めている中、都市ガス業界におきましても、例えば青森県の弘前ガスが移住促進割引を導入するなど、当該地域の事業者が地域を少しでも元気にするような料金やサービスメニューを考え、それぞれの地域に貢献し、地域のお客様に喜んでいただくための取り組みにも尽力しているところでございます。

加えて、これは以前から申し上げておりますが、オール電化、LPガス、灯油などの他燃料との厳しい競争にさらされていることも、改めてご理解いただければと思います。

今後議論を進めていただく際には、このような取り組みやガスシステム改革の目的、お客様にとってのメリット・デメリットなどを十分に踏まえていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長

それでは続きまして、石油連盟の押尾オブザーバー、どうぞ。

○押尾オブザーバー

ありがとうございます。

3ページの今後の議論の進め方におきまして、新規参入者の参入促進策の検討として、ガス卸供給の追加的な促進策が示されております。規制改革実施計画で示されましたとおり、ガス卸供給の促進に関しましては、卸市場における支配的事業者等による卸供給を促進することが重要と考えております。この点、よろしくご検討をお願いいたします。

以上でございます。

○山内座長

ほかにご発言のご希望ございますか。

大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。

今までの皆さんのお話を聞いていて、ちょっと消費者として気になったことを2点申し上げたいと思います。

やはり今回の会議の目的である競争の活性化という意味では、いまだ新規参入者のない地方において、いかに競争が起きるかということも重要だと思うのですけれども、現状として、先ほどガス協会の方がおっしゃいましたように、なかなか競争が起きる条件というのが整いにくい。そ

うであれば、経過措置が外れて、しかも競争がおきないなかで、いかに消費者に対して不当な値上げなどのしわ寄せが来ないように制度的にどう担保するかということも、ぜひ考えていただきたいということが1点です。

あと、都市部においても、確かに競争は起きているようには見えますけれども、大口の取り合いによって、その代金上昇のしわ寄せが小口の消費者に来ているのではないかという懸念を私は持っております。競争活性化というのは確かに大事なことでありますけれども、過剰な競争がどのように消費者利益に影響を与えているかという視点を持って、議論を進めていただきたいと思います。

以上です。

○山内座長

次に、又吉委員、それから柏木委員の順で。

どうぞ、又吉委員。

○又吉委員

ありがとうございます。

今回示していただいた3、4ページ目にあるような、結論を得るまでの時間軸を分けて、各論点の議論を進めるという事務局案に賛同いたします。

加えて、LNG燃料調達など、上流分野における事業戦略に影響を及ぼすであろう論点につきましては、海外企業との交渉、競業への影響、また、LNG調達における足元の環境変化など、広い世界を俯瞰した議論が展開されることが望ましいのではないかという考えをもう一度お話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○山内座長

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

前回もちょっと申し上げたのですが、ガスシステム改革といっても、ガスパイプライン等のインフラを伴っていますから、そのインフラの範囲内での競合となると、ガスの伸延あるいはガスの利用拡大にはなかなかつながらない。事務局から提起された課題も重要だと思いますけれども、まだ国土の6%ぐらいしかパイプラインは行き届いていません。パイプラインを伸延していくインフラ投資の考え方は、基本計画の中にはガスシフトってことも謳われていますが、だからといって自動的に国が推進してくれるという事ではないと思います。前回ワーキンググループにおけるご意見の最後に書いてありますけれども、いろんな補助があって推進していくという

ことよりは、市場の原理の中でパイプラインも延ばしていくということもあると思います。再生可能エネルギーが経済的にも主力電源化を目指していくってことも書いてあり、農山村モデルになっていく可能性があって、低炭素型あるいはメタネーションのような脱炭素型でパイプラインを延伸することによって調整用の電源にもなり得るわけです。こういうパイプラインの延伸に対する議論ということも、ガスシステム改革の目的の「4. 天然ガス利用方法の拡大」というところに、導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス等々ということが、5ページに書いてあります。ぜひその観点も重要視しないと、規制だけで、あるいはある市場の創生だとか、あるいは新規の基地の開放だとか、それだけではなかなか本格的なガスシステムへの拡大につながっていかないのではないかと思います。そういう観点も含めた議論が必要ではないかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかに。

よろしゅうございますか。

貴重なご意見いただきましたので、これから進めるに当たって、事務局と相談させていただいて、取り組めるものは取り組むような形で対応したいと思います。ありがとうございます。

それから、皆さん発言されて、とっても聞きやすかったので、こういう調子でお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に進みますけれども、資料4で、一括受ガスに関する検討ということです。これも事務局からご説明をお願いいたします。

○吉野電力・ガス事業部政策課長

それでは、事務局から、資料4に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

ちょっと説明に入る前に、一括受ガスというのは非常にテーマとして大きなテーマと事務局では思っております、もちろん今回で結論ができるものでもないと考えてございます。したがって、今回は論点を事務局としては提起させていただいて、その上で、もちろんその論点についてのご意見というのもいただければ大変ありがたいと思っておりますが、それ以上につけ加えるべき論点というのがあるのかなのかということところが、非常に今回は大きなイシューなのかなと思っております。その後、本日の議論を踏まえまして、一括受ガスに関する対応というのは別途、事務局で考えられるものというのを提示させていただいて、より具体的な検討に入らせていただきたいという進め方を考えておりますので、その進め方についてももちろん本日ご意見い

ただければありがたいと思っているのですが、とりあえず本日用意した資料4につきましては、そういう位置づけで作成した資料であるという前提で聞いていただければありがたいと考えてございます。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。

まず、1ページ目をご覧ください、一括受ガスの概要というものでございます。

こちらにつきましては、基本的には一括受電のようなものを前提として、一括受ガスがどのようになるのかというようなことを書かせていただいたものでございます。ある種、我々の議論の前提とすべき取引関係というのがどうなっているのかというのも、ちゃんと図でお示したほうが分かりやすいと思いましたので、そういう意味で用意させていただいたのが1ページ目ということでございます。

一括受ガスのイメージでございますが、右側のイメージということで考えてございます。すなわち、ガス小売事業者1のほうから、管理事業者等と書かれておりますけれども、こちらが小売供給契約のもとガスを買っていくという形になりまして、その後、管理事業者等から需要家のAからDまでに対して、そのガスというのを卸していくというような取引形態になるのかなと考えてございます。

通常の小売供給のイメージが左側に書いてございますが、その意味では、左の通常の場合ですと、緑と青というガス小売事業者というのが存在するのに対しまして、右側の一括受ガスのイメージということになりますと、緑色のガス小売事業者1というのが管理事業者に対してガスを供給しているという、こういうイメージになろうかと考えているところでございます。

その上で、これまでの経緯というのを、おさらいということではありませんが、提起させていただいているということでございます。

すなわち、まず2ページ目のところでございますけれども、これまでのガス小売全面自由化前の議論ということでございますが、当時でございますけれども、2016年の3月31日に整理がされたということかと思いますが、ガスシステム改革小委員会におきましては、保安、受ガス実態、スイッチング選択肢等の観点を踏まえまして、一括受ガスの許容はしないというふうに整理されたということでございます。

下のほうに資料の概要というのが書かれてございまして、まず、低圧導管の場合ですと、この場合は、受ガス実態、いわゆる受ガス実態というのがない場合が想定されるということが大きな要素だったのかなと。

続きまして、高中圧導管でガスが引き込まれまして、その後、敷地内の変圧器で変圧するマンションというような形でございますが、この場合ですと、保安の話でありますとか、先ほども出

ました受ガス実態の話でありますとか、スイッチングの選択肢、こういった理由もあるので、引き続き検討すべき課題として整理されたということではないかと考えております。

3ページ目、4ページ目、5ページ目につきましては、その折に議論されました資料というのを添付しているものでございますので、ご参考まで、ご覧いただければと思っております。

6ページ目にお進みください。

その後の議論の展開というものでございますけれども、こちらにつきまして、まず、6ページ目につきましては、これは、まず状況変化といいたしでしょうか、その1ということございまして、ガスの小売全面自由化の後でございますけれども、一括受電事業者の方々が同様の販売手法によって効率的に顧客を獲得していくというような観点から、一括受ガスの実現に向けた検討を進めるように新規参入者の方々から意見が寄せられたというものでございまして、そちらの例といたしまして、6ページ目に添付してございますのは第24回の制度設計専門会合の資料でございまして、こちらにつきましては、東京電力エナジーパートナー、中部電力、関西電力の方々からご説明いただいたという資料でございます。

2番目の変化でございますけれども、7ページでございます。

7ページ目におきましては、これもご案内かと思っておりますけれども、2018年に、規制改革推進会議投資等ワーキングにおきまして、一括受ガスの容認に関しまして議論があったということでございまして、その結果、規制改革実施計画の中で、一括受ガスにつきましては、平成30年度に検討し、結論を得て、必要に応じて速やかに措置を講ずるということにされたというところでございます。

なお、同ワーキングにおきましては、LP販売事業者、これ、ちょっと別の業界ではございますが、ある種、事業者と消費者の間で、消費者選択とか保安でありますとか、そういったものが議論になったということの例でございます。他事業者では、他産業ではございますけれども、関係する論点のアイテムとしては共通するということから、そういった点につきましてもワーキングで議論が提起されたということでございます。

8ページ目にお進みください。

以上の2つ、新規事業者及び規制改革の動きというのを踏まえまして、事務局といたしましては、本ワーキンググループにおきまして、再度、一括受ガスのことにつきまして議論をいただけないかと考えてございます。その際の論点というものを、8ページ目のスライドで用意させていただいているというところでございます。

冒頭申し上げましたとおり、本日1回目でございます。したがって、これ以外の論点、この内容についてもどうかというものがございましたら、積極的にご意見をいただければ、賜られ

ば大変ありがたいなと考えているところでございます。

事務局として、現状用意いたしました要素といたしまして、①から④の4項目ございまして、まず、価格競争促進効果、スイッチング選択枝の問題、需要家保護、保安水準と受ガス実態という、この4点を提起させていただいているということでございます。それぞれ、もう少し細かく説明したものが以降についてございますので、そちらの説明に入らせていただきたいと思えます。

まず、9ページ目をごらんください。論点の1でございまして、価格競争の促進効果ということでございます。

こちらにつきましては、下のほうの一括受電のマンションの電力供給例というものをご覧いただければと思うのですが、基本的には、電力の場合ですと、一般送配電事業者から敷地内のメーターのところまで、これはマンションの管理組合でありますとか一括受電事業者等に渡すまでということでございますが、そちらに渡しました後、受変電設備がございまして、それを經由して各戸のメーターに供給していくと、各戸に供給していくということになろうかと思っております。

その際に、一括受電の場合ですと、受変電設備の設置に伴うコスト削減効果というようなものと、あとは保安義務みたいな話と、その2つがポイントになっていたということでございまして、要は、低圧よりも割安な高圧託送料金が適用されるということが事業性の一つの源泉なのかなと考えてございます。

こういったことを前提といたしまして、果たして一括受ガスで同様の価格競争の促進効果はあるのかなのかというところが、論点として議論しなければいけない大きなポイントかなと思っております。

10ページ目にお進みください。今度はスイッチング選択枝の問題でございます。

スイッチングの選択枝の問題として、まず、最初のリードの黒丸のところに書いてございますが、一括受電の場合ですと、特徴といたしまして、矢羽が2つございますけれども、こういうのがございます。

1つ目は、最終使用者、各戸みたいなものですが、それは小売供給契約の当事者ではないという点が1点目。

2点目といたしましては、一括受電事業者が設置する受変電設備などのコスト回収のため、通常は10年から15年の長期契約になっているということなのかなということでございます。

2番目の黒丸でございますが、そういった状況になりますと、他電力、一括受電の場合ですけれども、一括受電の場合ですと、それ以外の小売電気事業者からはスイッチング提案などができ

ないというようなことをございます。したがって、ある種最終需要家、最終使用者の方々というのは、スイッチングというのを希望する可能性があるにもかかわらず、それができないというのが一つの論点になっていると考えてございます。

下のほうに、これ一般的なものでございますけれども、高圧一括受電サービスの利用規約イメージというものがついてございます、このマンション管理規約のところ、10年目を経過した日までとなることというように書かれてございます、したがって、この場合ですと10年程度の長期契約になっているということをございます。その間のスイッチング選択肢がどうなるのかというのが大きな論点かなと思てございます。

続きまして、11ページ目でございます。

今度は需要家保護の論点でございます、通常の場合ですと、ガス小売事業者はガス事業法に基づきまして需要家保護というのの義務を負っていると。

その内容につきましては、下のほうにございます、供給条件の説明でありますとか、書面の交付義務というところありますとか、あと、割と大きいなと思てのは、苦情の処理というのをきちんとやらなければいけないというような消費者保護規定というものがあるというところでございます。

他方で、一括受ガスというものを想定いたしますと、各戸、最終使用者のところは、冒頭の説明でもございましたとおり、ガス事業法上のガス小売供給契約というのを締結した者ではないというふうに概念されますので、ガス事業法上の需要家保護規定が直接に適用されることはないというような法律関係になってしまうのかなと思てございます、その意味で、ガス事業法に基づく需要家保護規定というもののあり方について、どのような考え方の整理が必要なのかという論点でございます。

最後、12ページ目でございます。

12ページ目につきましては、保安水準と受ガス実態というものでございます、こちらは現状ですと、一般ガス導管事業者という者がガス工作物の維持・管理を実施するという義務を負っているということをございます。

他方で、一括受ガスのようなことになると、ある種、責任の分界点が変わってくるというようなことになるわけでございます、そういたしますと、ここは電気と非常に大きく異なる論点の一つだと思てですけども、その保安責任というのをどのように履行していくのかというところが、どういうふうに担保していくのかというところが一つの論点かと思てすし、あるいは、受ガス実態があるかないかというような議論でございますけれども、ガス契約の直接当事者という者がガスを使用しているというような、需要家とみなすことができるのかどうかというよ

うな論点があるのかなと思ってございます。

したがって、保安水準でありますとか、受ガス実態でありますとか、こういったものを一括受ガスの中でどのように扱っていくのかというのについても、論点整理が必要なのかなと思ってございます。

資料の説明は以上でございますが、事務局といたしまして、この論点に、冒頭申し上げましたとおり、今回提示させていただきました論点についてのご意見もいただきたいと思っておりますし、事務局のほうで見通し切れていない論点というのものもあるかもしれないと思っておりますので、そういった論点についてもご意見をいただければ大変ありがたいなと思ってございますし、その後、論点に対するアプローチの仕方については、別途、本日の議論を踏まえまして、また事務局のほうで再度整理をさせていただければと思っております。

簡単ではございますが、事務局の説明は以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、本日は事業者の方からのヒアリングを行いたいと思っております。

本日お越しいただきましたのは、関西電力の山地ガス事業本部長でいらっしゃいます。一括受ガスについてお話を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関西電力

関西電力の山地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料でございますが、まず、右肩2ページでございます。

ここでは、きょう私が申し述べる点を書いてございますが、まず1点目は当社のガス事業の状況と課題について、2点目に一括受ガスについて意見を申し上げたいと思っております。

右肩3ページ、ご覧ください。

これはグラフと表がございますが、当社は家庭用のガス販売におきまして積極的な取り組みを進めておりますので、左のグラフ、それから右の表でもおわかりのとおり、自由化以降、多くのお客様に切りかえをいただいているところでございます。

右肩4ページをお願いいたします。

こうしたガス需要の増加に対応いたしますため、姫路LNGの基地に加えまして、昨年9月からは堺港発電所におきましても熱量調整設備の運用を開始いたしまして、託送供給のためのガス製造所を2カ所持っております。

このように、当社は基本的に自社設備からの供給を行うべく、需要に応じて段階的に施設増強

を図ってきておりますが、設備の増強過程におきましては、保有設備を一時的に停止せざるを得ない場合もあり得ますので、供給力確保義務を果たす上で、次ページにお示しするような課題を抱えております。

保有設備の一時停止と申しますと、例えば増強設備の試運転を行ったり導管に接続したりする場合、大体1日から3日ほど、1週間以内の停止が必要でございますし、また、増強系統全体の接続工事を行う場合は数週間から数カ月必要だと聞いてございます。

5ページをお願いいたします。右肩5ページです。

一時的な製造停止が必要となった場合に、代替の供給力を確保する手段は複数ございますけれども、それぞれについて、表のような課題があるものと考えております。

供給力の確保手段といたしましては、大きく自社供給と他社供給がございます。

自社供給につきましては、左の下の絵をご覧いただけたらわかりますように、自社の製造所からの供給が停止いたしました場合に、ほかの払い出しエリアにある自社の製造所から代替供給を行うと。この場合、振替供給を一時的に行っていただく必要があるわけでございます。

振替供給という制度はもう既に制度として定着いたしております、私どももそれを活用させていただいておりますけれども、今の制度の問題は、自社の製造所のないエリアに振りかえすることは認められているんですけれども、自社の製造設備があるエリアに振りかえするということは、制度上と申しますか、その議論が今までなされていないと認識いたしております。と申しますのも、この振替供給の議論をいただいたときには、当社も製造設備というのは1カ所しかございませんでしたので、製造設備があるエリアと製造設備がないエリアで、製造設備がないところには振替供給いたしましよと、こういう議論になっているんですけれども、製造設備が両方もあるときに、こういうふうには供給停止したときに振替供給ができるのかどうかというのは、制度としての議論がなされていないと認識をいたしておりますので、ぜひどこかでこのご議論をいただければと思っております。

それから、他社供給につきましては、下の右側の絵でございますけれども、自社の製造所の供給がとまったときに、同じ払い出しエリアにある他社の製造所から代替供給をいただくということでございまして、この方法には3つございまして、1番に卸供給、2番にLNG基地の第三者利用、3番にその他製造委託等ということがございます。

それで、卸供給につきましては、やはり相対での供給条件を決めるということになりますので、機動的かつ経済合理的な条件での合意が困難となる可能性もございます。

それから、LNG基地の第三者利用につきましては、今いろいろとご配慮を賜っておりますけれども、年単位での契約とか、それからカーゴ単位での契約となりますと、先ほど申しましたよ

うに数日から数週間、数カ月というような、そういうオーダーでの停止に対応できるかといいますと、やはり一時的な代替供給には適していないのではないかと考えております。

それから、その他製造委託等でございますけれども、これも卸と同じように相対で供給条件を決めてまいりますので、機動的かつ経済合理的な条件での合意が困難となる可能性もあります。

そしてまた、今は具体例として他社への熱調や付臭業務等ありまして、それ以外の方法はどうかというところも不明確でございますので、そういう意味では、いろいろご議論をいただく必要があると思いますが、私どもといたしましては、自社設備の余力があるのであればそれを使わせていただくという、自社供給というところが一番使い勝手がいいのかなと考えています。しかし、卸供給も、それからその他製造委託につきましても、制度的な裏づけあるいは担保があれば当然使えますので、これも使っていければと考えております。

右肩6ページをお願いいたします。

そういうことから、当ワーキングにおかれましては、規制改革実施計画に掲げられました4点に加えまして、今申し上げましたような当社が抱える課題も含めまして、さまざまな事業者のニーズをご確認いただいた上で、今後ご検討を賜われればと存じております。

それでは次に、2点目のテーマでございます一括受ガスについて、ご説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

これはまとめでございますけれども、先ほどもご説明ありましたが、ガス市場整備室様のプレゼンの資料から抜粋いたしました。一括受ガスの問題として、託送料金負担の公平性が毀損されるという問題、それから、託送料金が低減する効果は期待しがたいのではないかと、こういう3点の問題が提起されておりまして、それに対しまして内閣府からは、一括受ガスの形態による需給は相当数もう既に存在しておいて、保安上の支障、料金面での苦情も報告もないのであるから、一括受ガスの容認について検討を行うとする答申が出されているところでございます。

弊社といたしましては、一括受ガスにつきましては、サービスの多様化や小売間競争促進の面から一定の需要家メリットがあると認識をいたしておりますものの、既存の一部の需要家のみがそのメリットを享受できる不公平な状態にあるということも事実であろうと考えておりますので、制度上の整理をいただければと考えております。

次のページ以降、3点につきまして、ガス市場整備室様のご提起されました3点の問題につきまして、当社の考え方を申し述べたいと思います。

8ページをお願いいたします。

まず、託送料金負担の公平性についてでございますけれども、現行の託送料金制度のもとで一括受ガスを行いますと、供給設備の実態等がほとんど変わらないにもかかわらず、託送料金負担が相当大きく減少いたします。

下の絵のように、例えば100個の供給地点があるものから一括受ガスで1地点になったという場合を一定の条件を置きまして試算いたしましたら、大体託送料金が6割以上は減少するということになります。このような状態につきまして、同じ建物形態、それからガス使用形態にもかかわらず、一括受ガスの託送料金が一部の需要家のみ適用され、しかも過大なメリットを享受しているのであれば、これは託送料金の公平性の観点から問題と考えます。

このような状態の是正の取り組みは既に行われておるところでございますけれども、導管事業者が適正な託送料金を回収できていないのであれば、公平性の観点のみならず、託送原価の回収ができなくなるという、いわば公正性の問題ということにも関係してまいろうかと思っておりますので、できるだけ早くその不公平を解消し、導管事業者が適正な託送料金を回収できるよう、期限を区切って是正の取り組みをいただければと思います。

次に、9ページをお願いいたします。

では、一括受ガスにおいて、託送原価はどの程度削減可能なのか、適正な削減効果というのはどの程度なのかということでございますが、一括受ガスの状態におきましても一般ガス導管事業者が構築する供給設備に差がないとしますと、下の表にあります供給需要原価全部と、それからその下の需要家原価の中の供給管原価、これは託送料金から除外できないと考えます。

また、保安水準を満たすために、一般ガス導管事業者が従前どおりの保安を行い、またマイコンメーターの設置等も行おうとした場合には、下の表の下側の需要家原価の中のメーター原価、それから内管保安原価、これも除外できないものと思っております。

一方、検針原価につきましては、各建物内の区分の検針を一般ガス導管事業者以外の方が担うことになれば託送料金から除外できるものと考えられますので、託送料金の低減余地が、この検針原価の範囲あたりで余地があるものと思っております。

次に、10ページをお願いいたします。

ガス供給者選択の自由の制約の問題でございますけれども、一括受ガスを採用する建物に入居されるかどうかというのは、あくまでも各需要家の選択に委ねられますところ、ガス供給者選択の自由が制約されるという側面もあろうかとは思いますが、それだけではなくて、選択肢を増やすという側面もあろうかと思っております。一括受ガスという選択肢を増やすためには、需要家への供給条件説明等を定めます小売営業ガイドラインに、小売ガス事業者だけではなく、一括受ガス事業者も対象にすることで、需要家の保護を図ることが可能ではないかと考えており

ます。

11 ページ、お願いいたします。

以上、まとめを申し上げますと、現状、テナントビル等で既に一括受ガス状態にあるものが存在しており、保安上の支障が発生しておらず、需要家にとってもメリットがあるとはいうものの、同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家に開かれた仕組みともなっておりませんし、加えて、需要家のメリットも適正規模であるとは思われません。つきましては、同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家が託送料金上公平に扱われるよう、適正なメリットのある一括受ガスを制度化すること、あるいは既存の一括受ガス状態を期限を区切って解消すること、このいずれかの方法で整理をお願いしたいと考えているところでございます。

私は以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の一括受ガスに関する事務局の説明及び関西電力さんからのご説明に関しまして、委員の皆様からご質問、ご意見を受けたいと思いますが、先ほどありましたように、今日はここで結論を出すということではございませんので、論点等についてお気づきの点、こういったところを中心にご意見、ご発言願えればと思います。

ガス協会は、よろしいですか。じゃ、どうぞ。

○多田オブザーバー

ありがとうございます。

先ほど、関西電力様から契約に関するご指摘がございましたが、商業施設などにおきまして、会計主体ごとに契約を締結すべきところを、契約を総合化しているケースはございます。このような契約は、多くの場合、建物の竣工時点ではメーターなどの設備の設置状況と契約主体の状況は一致しており、適切な状態で行ってまいりましたが、その後、お客様のご事情等によりまして会計主体に変更があったため、事後的にあるべき契約形態ではなくなってしまったものと認識しております。

例えば百貨店におきまして、当初は全て同一法人の運営であるため、1会計主体で1契約であったところ、その後、一部の区画に資本関係のない法人がテナントとして入り、複数会計主体で1契約の状態となってしまうケースが挙げられます。

現在、契約の是正につきましては、経済産業省様から事業者へ是正を求める事務連絡が発出されていることも踏まえまして、各事業者が、お客様の設備改修の機会などを捉えまして、着実に対応を進めているところと認識をいたしております。是正のためには、お客様の配管やメーター

といった設備改修をお願いするケースがあり、お客様が設備改修をする際は、建物の物理的な制約や費用負担上の制約から、改修時期や予算の調整に時間を要する場合がございますが、お客様と接点を持つガス小売事業者と一般ガス導管事業者とが連携して、早期の是正に努力してまいりたいと思っております。

それから、これは1点目にご説明のあった部分でございますが、関西電力様からご指摘のあった製造設備のある払い出しエリアへの振替供給につきましては、昨年11月の制度設計専門会合で電力大手3社様がプレゼンテーションされた際に課題提起されていたものと、基本的には同様と認識をいたしました。その際、委員からは、個別例として柔軟に対応していく方向でコメントがあったと記憶しております。詳細は承知はしておりませんが、こうしたご意見も踏まえ、関西では実際に既存事業者のほうで協議が進められているとお聞きしております。

以上でございます。

○山内座長

それでは、次に草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

まず、資料4ですけれども、事務局から挙げられております論点はいずれも重要で、丁寧な議論が今後必要だと思っております。

そして、何か別の論点があれば積極的に出してよいとのことですので、ややマイナーな論点かもしれないとは存じますが、ただ今の日本ガス協会さんからのご説明を受けまして、若干申し述べたいと思います。

かねてより、例えば百貨店とかショッピングモールなど、直営テナントであった店舗が会計主体の異なる施主となったというような事情で、結果として一括受ガスの状態になったという建物がございます。こうした建物については、先ほどの日本ガス協会様からのご説明もあつたとおり、例えば建物所有者なども対象としてこられたと思うのですが、しっかりと是正を行っていかれているということであり、その努力は多としたいと思います。

一方、まだ一括受ガスの実態が残っていること背景には、それなりの困難さがあるのだらうとも思われます。なかなか難しいということがひしひしと伝わってまいりまして、そうしますと、これからもこの努力をさらに要請するのか、それとも、制度改正によって、その負担からむしろ旧一ガスを解放するのかというのは、一つの論点だらうと思います。つまり、コストベネフィットといった観点も踏まえて、どちらがより良いのかということも議論いただくというのは一つの論点かと思っております。

それを踏まえますと、関西電力さんの資料5の11ページもその趣旨で、どちらでもいから制度を決めれば良いという風に受け取れると理解いたしました。

次に、関西電力様の資料5から、臨時的な振替供給につきまして発言します。

まず、資料5の4ページに記載されておりますとおり、自社設備からの供給を確実にするために設備増強をしていくことは事業者として必要なプロセスでございますので、複数の箇所に熱量設備を置いていかれるということも望ましいことだと思いますし、また、消費量を上回るような熱量調整設備をちゃんと設置するという努力も望ましいことだと思うのですけれども、それが出来上がるまでは、さまざまな過渡的措置を講じるべきことがあるということだと思いますので、その点、なるべく丁寧に見るべきだと思っております。

次に、5ページに記載されております製造設備のある払出エリアへの振替供給という方法について述べたいと思います。

振替供給自体は、払出エリアの製造設備建設を新規参入者に厳格に求めているのは小売の活発な競争が進まないということを踏まえ、措置されたということでございます。

関西電力様におかれては、既に自前の製造拠点を複数箇所に保有しておられ、議論の前提が異なるというのはその通りであると考えます。この点は議論が必要と記載されている通りでありまして、提案されているような製造設備のある払出エリアの振替供給は議論されていない状態と認識しております。

この方式は、新規参入者から見ますとメリットある方策の一つでありますけれども、振替供給のコストは当面の間一般負担とされておりますので、全ての需要家が広く負担することとなります。そうすると、裨益者と負担者が一致しないということも考慮する必要があるだろうと思えます。何か月もかかるような設備増強工事の間、ずっと振替供給をするというのではなくて、工事をする上でどうしても注入の遮断が必要な数日間といった振替供給のことを前提としますと、施設の拡充ということが公益にもかないますことから、一般負担とするという考えも十分成立すると思えます。

ただ、振替供給期間も念頭に置いた多面的な議論というものが必要で、丁寧な評価をしていくということが必要だろうと思えます。

それから、9ページのあたりで丁寧に託送料金の低減といったことを述べておられます。

こういう1割弱の低減余地ということも大事なことだと思うのですけれども、やはり一括受ガスになった場合の託送料金負担の公平性ということを決せねばならないと思っております。一括受ガスを受けるマンションでは大幅な託送料金の低減が図られます。低減分は一括受ガスでないマンションとか戸建て住宅などにしわ寄せが行くこととなりますので、両者に不公平な状態が

生じるということであります。したがって、そこを調整する必要があるということだと思えます。託送料金の負担というのは消費者が公平にやっていくべきということだと思えますので、その原則を維持しつつ、どのようにこの問題を解消していくのかということが一番重要なのではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

それでは、佐藤オブザーバー、どうぞご発言ください。

○佐藤オブザーバー

ありがとうございます。

一括受ガスですが、これに関しては、ガスシステム改革の目的の一つである利用者メニュー多様化と事業機会拡大の観点から、当社が要望しているものでございます。

ご存じのように、電気における一括受電については既に認められておりまして、多くのお客様がこれを選択しているという実態がございます。

さらには、これを専門的に行い、事業展開を図っている会社もあるということもございます。これら事業者より、東京エナジーアライアンス等を通じまして、一括受ガスの制度は認められないのかとのお話をいただいております、ニーズはあると認識しております。

一方、今回、事務局に整理いただいたように、制度化するに当たっては、幾つかの論点があることも認識しております。

特に今までの議論では、一括受ガスに関する検討資料の4ページにあるように、一括受ガス事業は、受ガス実態がないと整理され、認められないとされてきました。

一方、資料3の2ページのように、ガスの場合は電気と違い、ワンタッチ卸を認めた経緯もございます。この場合のワンタッチ卸の実態と平仄がとれているのかという観点もございます。

また、保安等での問題も整理されました。これらも、導管事業者の保安範囲を見直すことなどで対応できるのか、ぜひ前向きにご検討をお願いします。

我々が要望しておりますのは、事業機会及びメニューの拡大が目的でございます。

資料3の5ページの利用メニューの多様化と事業機会の拡大の中にも記載のあるように、今後の行く末を考えたときに、自由化の行く末を考えたときに、イノベーションを誘発する芽を摘むことのないよう、ぜひ前向きな議論をお願いいたします。

以上です。

○山内座長

次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、振替供給の件に関しては、ニーズというか必要性は以前にも出ていましたが、改めて言っていたということだと思います。

ガス協会からは、制度的な担保はなくても柔軟に対応するということを言っていた。ただ、ニーズが出てきたのは大分前で、それで、ガス協会は個社のことなんで知らないというのはちょっと無責任な気がする。これからも、加盟企業の行動なわけですから、経営情報は明らかにできないのは確かにそうですけれど、こういうふうによくいきましたということ把握して、むしろちゃんとやっていることを、こういう場で言っていたとありがたい。

その上で、今回出てきているのは、ほんの短期間止めている間だけ振り替えてほしいということで、そうすると当然、時期とかも考えてやられると思います。恒常的な振りかえになると設備的にきつということはあるけれども、不需要期のわずかな期間であれば大丈夫であるということであれば、特例的に認める。認めたとしても、これは恒常的に認めるということではないことをきちんと担保した上でやるのであれば、相当柔軟な対応ができると思いますので、この点については、結局うまくいって、問題なかったという報告がこの後出てくることを期待しています。

次に、一括受ガスに関してです。

まず事務局の資料の論点なのですが、私、論点の1点目はこういうことだと理解したのですが、その理解で正しいか確認したい。もちろんニーズはあるわけで、こういう手段で、競争は当然起こり得るのだけれど、そのときに本当に価格がちゃんとした理由で下がるのか。単なるクリームスキミングと言うと変ですけれども、本来は、もし一括受ガスをやる事業者が負わなければいけないコストをネットワーク部門に押しつけた上で、その浮いたコストの分だけ値下げできる、そういう変な格好になっているのか。本当に実質的なコストの低下があって、クリームスキミングのようなことがなかったとしても、ちゃんとした競争になるのかをチェックしなければいけないという意図だと思いました。

この点はきちんと確認する必要があるって、新規参入者が本来負うべきコストもネットワーク部門に押しつけて、結局その負担はほかのユーザーに回るといったことがあったら困る。ちゃんとした理由があるのかを確認するという意味だと思いました。

ただ、それを超えて本当に価格が下がるのかどうかというのは、私は正直、余計なお世話という気がする。つまり、ニーズがあって競争するという意識があるとするれば、その結果として、3%下がるのか、4%下がるのかというようなことについては、それは競争の結果で、それが大きいから認める、小さいから認めないということではないと思います。

次に、論点2のスイッチングの選択肢です。これに関しては、この委員会で言うことじゃない

のですけれども、一括受電だったら10年とか15年の契約が当然だという発想自体は私は受け入れられない。これ、本当に大丈夫かどうかというのは、別の委員会で議論すべきことだと思います。

まずもしこの受電設備は本来、需要家が持つが自然な姿で、マンションとかの管理組合とかが受電設備だとかを持っている、あるいはメータだとかを持っているとすると、高圧一括受電で一旦契約をした後で、それやめて個別の契約になると、この受電設備の償却ができなくなってとても困りまるということはある得ると思いますが、事業者をかえる、高圧一括受電のA事業者からB事業者にかえるのは何の問題もないはず。長期契約が当たり前というようなことは本来ないはず。仮にこの施設を高圧一括受電業者が持っている、メータとかも含めて、そういう設備を持っているとすると、これは、ガス市場でいうとLPガスで大問題になった無償配管問題ととてもよく似た構図になっている。そのコストは自分たちが負担したから、その後は長期間にわたって電気買って当然だ、ガス買って当然だというのは本当に健全な状況なのだろうか。一定の規律が必要なのではないかという議論がもし素通りになっていたとするならば、むしろ高圧一括受電の需要家保護を考えなければいけないのではないかと。

さらに、これからつくる一括受ガスで、10年契約、15年契約は当たり前だと思われたら困る。

まして、一括受ガスで高圧一括受電のときの受電設備のような大きな設備がないとか、あるいは、メータは基本的にネットワーク部門のメータを使うとかということになったとすれば、そもそも長期契約は合理化されないと思います。事業者が高圧一括受電と同じように長期の契約で囲い込める、当然に囲い込めることを当たり前のように思っているのだとすれば、そうではないことは、制度の設計に当たって、もし始めるのだとすれば、その点はきちんと整理しておくべきだと思います。私は、長期契約は当たり前だなどという制度にすべきでないと思います。

需要家の保護だとかも考えるのは当然ですが、保安も重要です。これは関西電力の資料で、さっきのクリームスキミングだとかいうようなことも含めて、あるいは保安のことも含めて、問題になり得ると思っていたのですが、関西電力のスライドの9を見ると、検針原価以外のところは対象になっていないということは、逆に言うと、メータだとかというのはネットワーク部門のものをそのまま使うことが前提になっている。したがって、高圧一括受電とはかなり違う制度だということが念頭に置かれていると思いました。

ということは、圧力が違って、高い圧力のほうの託送料金が当然だという格好ではなく、メータだとかということに関してはネットワーク部門に依存するとすれば、その類いのコストは当然託送料金として払うことが前提となっており、それでクリームスキミングをするつもりではないと明確に宣言している。ネットワーク部門にコストを押しつけながら、その分、当然安い託送料金

ということではなく、合理的な託送料金を払う覚悟のもとで出てきたのだと思います。

その点では安心した。、一方で、こういう整理はあり得ると、最初に資料を見たときには思ったのですけれども、よくよく考えると、これは難しい問題を提起していただいたという面がある。前提としては、メータはネットワーク部門が持っている。検針は自分たちでやると言っている。ということは、検針とメータ設置は分離するという提案。ということは、これは一括受ガスに限った話じゃない。

普通の戸建てのところでも、検針は別の事業者が請け負って、その分だけ安くすることは原理的にあり得る。これは実際に、例えば水道事業では、ガス会社が検針を請け負って、水道事業者から請け負って、メーターは所有しているのは水道局だけれど、検針は別の事業者がやる事例もあるので、確かにあり得る考え方だと思いますが、これは一括受ガスに限らない。

これは相当大きな問題で、このスタイルでやるとすると、整理しなければいけない問題はさらに一つ増えたと思います。

例えば電気に関して言うと、メータの所有と検針を分けることは可能なのか。あるいは、仮に可能だったとして、ネットワーク部門が検針しないということがあり得るのか。同時同量を考えたときに、ネットワーク部門が検針しないにはとても不自然。

一方で、ガスのほうは、数字見て検針するだけで、なおかつ、同時同量というのは、そのメータを前提とすれば適用になっていないので、原理的にはあり得ることはわかりますが、これからメータの仕組みが変わってくると、それがそもそも可能なかどうか、望ましいのかどうか、そういう議論を始めなければいけない。相当に難しい問題を提起していただいたと思いました。ということは、一括受ガスに関して、相当に難しいなことが今回の提案から明らかになったと思います。

いずれにせよ、今回の提案では、メータの設置や管理はネットワーク部門に任せるということなので、保安の問題で、そこで大きな問題が出てくることはなくなったと思います。

一方で、今回の提案はこうでしたが、ほかの一括受ガスを希望される方が全部この形態なのかどうかは、ヒアリングする必要はあるかと思いました。しかし他事業者の理解もしこうだとすると、保安の問題は解消したと思います。でも新たな問題が出てきたと思います。

最後に、一括受ガスに関して、先ほどから、今事実上行われているようなこと出てきたんですが、これ、本当にそういう整理でいいのかは少し考える必要があると思います。

例えば電気で、一戸建ての家があったとして、もともと建てたときには需要家は当然そこに住んでいる人だけだったとすると、当然、契約としても、メータとしても、1個ついて1契約になっている。その家が、部屋が空くようになったので部屋を貸すようになり、その間借りしている

人のところに子メータつけて、電気代はそれで精算することを始めた、というのにかなり近いのであって、一括受電とは大分違う。

今回の一括受ガスでは、メーターはネットワークが管理することになったとすると、子メータに当たる部分がないということなのだけれど、今の実態として行われているのがもし子メータに当たるようなものだったとすると、本当にこれを、一括受ガスが実質上行われていると整理してもよいのかという点から考えていかなければいけないと思いました。

以上です。

○山内座長

次、二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

今日は一括受ガスについて論点を出すということですので、これ自体に賛成とか反対というよりは、消費者として懸念をする点、あるいはしっかりと検証していただきたいという点について、3点意見を申し上げます。

1点目は、一括受ガス制度が、プロパンガスにおける無償配管問題のような問題を都市ガスにおいても誘発するのではないかと懸念です。

ご存じの方も多いかとは思いますが、少し詳しく申し上げさせていただくと、無償配管問題というのは、プロパンガスにおいて、事業者の方が屋内配管やガス機器設置を無償で行うかわりに、その事業者の継続的な利用を無理強いしたり、月々のガス利用料金の中にその料金を明確にしないまま紛れ込ませて徴収を行うと、そういったような慣行です。

後者においては、配管料金ですとか機器の料金に相当する費用が消費者に明示されないという点も問題ですが、中には、配管や機器の償却が終わった後も上乗せ分が継続して請求され続けているというような事例もあると聞いています。

また、近年では、こうした慣行を悪用し、主に賃貸住宅において、オーナーやデベロッパーからの圧力により、プロパンガス事業者が建築費用の一部を肩代わりし、その費用を月々のガス料金から回収している事例があるのではないかと指摘をされています。この場合は、ガス配管のみならず、シャワートイレやエアコンなど室内設備の設置、ひどい場合には、エレベーター設置費用をガス事業者が負担するという事例もあるということです。本日、あえて個別の事業者名は申し上げませんが、テレビCMなども行っているような大手の事業者さんにおいて、こうしたビジネスモデルをとられているというところがあるということも聞いています。

この点については経済産業省でも問題視をされていて、今、プロパンガスの集合住宅等におけ

る実態について調査中であるということを承知しております。

都市ガスにおいては、もう既に、ほとんどの事業者で料金規制というのは解除されておりますし、プロパンガス事業者との競合ということが、前回の都市ガス自由化の制度設計の中でもずっと言われてきたことです。こういった中で、競争上の観点などから、無償配管問題のような事態、慣行が都市ガスにも広がってしまうのではないかということについて、大変懸念をしています。

また、規制改革会議では敷地内保安とか内管保安の自由化についても言及されていまして、こういったところもあわせて、きちんと今申し上げたような問題が起きないようにできるのか、あるいは、そのためにはどうしたらいいのかということはいささか検証していただきたいと思っています。

これが1点目です。

それから2点目に、ガスにおいては、保安上の懸念というのはどうしても電気以上に大きいものであるという点は考慮いただきたいと思っています。

契約が一括ということになった場合に、個々の消費者は契約当事者にはならず、管理組合等を通して小売事業者とやりとりをする構造になります。そのときに、建物内の配管やメーターなどの管理はどのように行うのか、閉栓・開栓の手続などはどのようなルールとすべきかなど、整備すべき点がいろいろあるのではないかと思います。

また、特にガス漏れのような非常時の連絡や対応が迅速に行えるか、災害時の復旧に支障はないかといった点についても、安全面を重視しながら検証していただきたいと思っています。

3点目に、これは一括受電という制度まで踏み込むかというのはあるとは思いますが、この動きを見ていると、一括受電ですとか一括受ガス、または通信など、マンション等においてインフラを一括で契約する制度全体について、何らかルールを定める必要があるのではないかと思います。

事業者の方からしますと効率のよい営業ができるということになるかもしれませんが、一方で、個々の消費者にとっては選択権がないとか、資料の中にもありましたように、非常に長期の契約を前提としているというような点については留意する必要があると思います。

特に賃貸住宅の場合は、借りる段階でこの点を理解しておく必要があると思いますが、私が不勉強なだけかもしれませんが、現状では、そういったことを知り得るような担保になっている制度というのはないのではないかと思います。

プロパンガスにおいては、賃貸契約時にガス販売事業者を伝えるようにということを国交省から通知されているということを聞いていますが、これもあくまで通知レベルということですので、こういった新しくできた通知がどのような運用になっているのか、実効性はどうかという点も検

証していただきたいと思ひますし、その上で、こうしたインフラの一括契約の場合について、賃貸契約の中の、例えば重要事項説明の必須項目にするなどの対応も必要かもしれないと思ひます。こうなりますと、ちょっと経産省さんだけの施策ではおさまらないかと思ひますが、そういったことも例えば必要になるのではないかと考えています。

個々の消費者に選択する余地がないとか、あるいはその選択が極端に限られているという状態は、一時的にガス料金が下がってメリットがあるように見えたとしても、中長期的に見ると不利益をもたらすこともあるのではないかと懸念しています。

それから、これは消費者の目線というよりは競争上の観点かと思ひますが、こういった一種の囲い込み営業が競争の促進になるのか、それともスイッチングが阻害される影響のほうが大きいのか、この点についてはぜひ検証をしていただきたいと思ひています。

最後に、何度もプロパンガスのことを申し上げて恐縮ですが、プロパンガス業界の体質ということについて、資源エネルギー庁の審議会で、ガス事業者の方自身がコメントをされていることがあります。その中では、プロパンガス業界の体質について、「消費者から選ばれるのではなく建築会社から供給先の顧客を獲得する、消費者には会社を選ばせない、安値の売り込み価格に近づけた料金で引きとめる、料金を非公開にすることにより経営の安定を図る」と書かれています。この言葉の意味することを、今回関係する全ての事業者の皆様、それから制度設計にかかわる皆様に、正面から受けとめていただきたいと思ひます。

電力、それから都市ガスの小売全面自由化が、消費者を置き去りにする業界体質につながるものがあつてはならないと思ひます。その点を強く申し入れたいと思ひます。

以上です。

○山内座長

次の発言順で、市村委員、男澤委員、柏木委員、武田委員の順なんですけれども、少し時間があつたので、その辺、ご配慮いただければと思ひます。

市村委員からどうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。私からは1点です。

一括受ガスの論点例というところで挙げていただいたところに、特に違和感はないところでございます。

ただ、特にこの問題をややこしくしているところがどこにあるのかなと考えていたんですが、一つはやはり、受ガス実態をどう考えるのかというところが一つ大きなポイントなのではないかと思ひております。

もともと受電実態があるかないかということで、いわゆるホワイトラベルの問題との差を電気事業の制度の中で分けてきたということになると思いますので、やはりその受電実態、受ガス実態、受電設備を維持管理しているかどうかといったところが、電力とアナロジーと考えるとしても、やはりガスではちょっと違う部分があるのではないかと考えています。

今回、マンションへの供給が主として想定されているということでございますが、ガスの場合は低圧配管ということになるかと思えます。電力の場合は高圧一括受電ということがありますが、実態として見ると、今回、規制改革等含めて要望されている、緩和要望というのは、まさにその低圧の部分ということになるかと思えます。そうしたときに、低圧の一括受ガスをどうやって認めるのかということ、実は電力とアナロジーと考えていても、なかなか理由が見つからないというのが正直、私が今思っているところでございます。

その観点が一つ、なかなか難しい問題を提起していると思うのは、やはり論点例1のところ、先ほど、松村委員からもお話がありましたが、本来負担すべき託送料金を負担しない形で安くなるのは、クリームスキムはだめだということかと思えますが、まさにここも低圧、結局、電力の高圧一括受電と違った形で、高圧による受電することによるメリットということではなくて、同じ低圧ということになりますので、そこら辺がやはり問題は難しくなっているのかなと思えます。加えて、スイッチング選択肢というところでございますが、先ほど、松村委員からは、電力の場合は受電設備に対する投資をしているといったところでの10年、15年と。それでも合理的ではないのではないかといったご指摘もあったかと思えますが、他方で、ガスの場合、仮にこの低圧一括受ガスを認めた場合、投資対象となる受ガス設備がなく長期契約というのはあまり、そういう意味で言うと、理由がなくなってしまう。受電設備と受ガス設備というものがどこに何を見出すのかといったことになって、逆に、あえて作り出すということも非常に不経済な話ですので、そうしたときになかなか、電力とガスのアナロジーといった観点で見ているときに、一括受ガスを認めていくというのも、ちょっと慎重に、そこら辺も踏まえた形で検討をする必要があるのではないかなと思っているところでございます。

私からは以上です。

○山内座長

男澤委員、どうぞ。

○男澤委員

ありがとうございます。

今の市村委員のご発言と多分に重なる部分があるのですけれども、私も2点ございまして、1点目が、やはり低圧導管で引き込むというところで、ある意味ちょっと電力とは違うようなビジ

ネスモデルを議論する中で、この受ガス実態の部分ですが、既に議論、かなり続けられていたところだとは思いますが、この部分の理解をどう整理していくのかというところが一つ気になっております。

また、もう一つがスイッチングのところでございますが、先ほど、事務局からのご説明はございましたけれども、一括受電の実態として、やはり 10 年以上の長期契約の締結と。そうなったところの原因というか、やはり受電設備のところの減価償却の回収というところが一つあると思うのですが、今、競争活性化という議論をしていく中で、この一括受電、一括受ガスによって活性化していく部分は確かにあろうかと思うのですが、囲い込みのような形になってしまうと、一方では、やはりスイッチングの阻害、競争の阻害といった面もあるかと思っておりますので、電力の一括受電の場合の 10 年という縛りがどこから生じてしまうのかというあたりの整理

あと、1 点目とも絡みますけれども、低圧ということであれば、この部分の設備ですとか、長期契約の遠因といったものはない、もしかしたら生じないのかもしれないのですが、電力の先行したこういう長期の契約のモデルがある中で、その部分に関しては、スイッチングの選択肢というところに既に含まれているのかもしれないのですが、今後整理していただいた上で議論をしたいと思っております。

○山内座長

じゃ、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

もう既に随分お話が出ていましたので、ダブらないようにと思います。

原則は、1 次エネルギーですから、供給から消費に至るまで安全が保障されるということが非常に重要だと思っています。

仮に、一括受ガスをやるということになりますと、例えばマンションを対象にしたら、導管事業者がマンションのメーターまで保有し、そこまでの保安は担保できる。事業者の経営合理性の担保や、あるいはガス供給事業者間の競争が促進されることになると合理的ですから、そこら辺はメリットだと思いますね。

一方、需要家の立場に立ってみると、マンションの中のパイプラインは自分のものになります。そのデメリットというのは、安全性は自分たちで管理しなければならないということだと思います。メリットは何かというと、先ほど、関電さんおっしゃっておられたように、一括受ガスの場合、託送料が安くなるということだと思います。ただ、託送料は安くなるけれども、どこかのマンションに、または、一般家庭にしわ寄せがいくかもしれない。クリームスキミング、二重導管みたいな問題になる可能性がある。このメリット・デメリットはあると思いますけれども、メ

リットとしては、経済性が託送料として安くなる。かわりにデメリットとして保安は自分でやらなきゃいけなくなる。それから、もう一つのデメリットとして考えられるのが、そのマンションを買ったら、もう自由度はなくなるということです。

そこら辺の話を全部通して、まず一気通貫で、供給から消費までの安全性というのをどのように担保できるかということを通した上で、今後の一括受ガスに対する考え方というのを進めていくべきだと思います。

○山内座長

武田委員、どうぞ。

○武田委員

ありがとうございます。

もう既に出たご意見と重なるところがあるのですが、大きな話として、競争と需要家の選択肢の確保ということについて確認しておきたいと思います。基本的な考え方は、競争を促進することで、需要家の選択肢を拡大する、確保するということだと思います。

もしこれが需要家の選択肢を制約することで競争を促進するという考え方になってしまうならば、この一括受ガスの話についてですが、それは、手段の自己目的化として、先ほど述べた基本的な考え方に反します。この点は十分に注意しなければいけないと思います。

需要家の選択肢の実質的確保というのは、極めて重要といいますか、問題の肝だと思いますので、事務局でお示しいただきました需要家保護策の施策ということについて、十分に議論を深める必要があると思います。

もう1点、これは、他の委員の方もご発言されたと思いますけれども、需要家の選択肢の実質的確保という観点から、仮に一括受ガス契約が認められるとして、どれほどの長期契約というのが想定されるのか、そして、その長期契約にどのような合理性があるのか、また、どれほどの長期契約であるならば競争政策上許容されるのかということ、さらには一括受ガス事業者間のスイッチング、一旦入ってしまった後の乗りかえの容易化等々の施策についても十分検討・手当てをする必要があると思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。ちょっと時間の関係もございますので。

貴重なご意見いただきました。この議論はまた次回も続けてということですので、事務局で整理していただければと思います。

それでは引き続きまして、資料6、熱量バンド制に関する検討について。これも事務局からご説明をお願いいたします。

○吉野電力・ガス事業部政策課長

それでは、お時間もかなり押してきていると思いますので、簡単にポイントだけ説明したいと思います。

資料6、熱量バンド制の検討ということでございますが、まず1ページ目は、これ、背景でございまして、正直申し上げると、熱量バンド制って一体何なのかとか、そのあたりは各委員十分ご理解いただけておられるかと思ひますし、ガスシステム改革小委員会の報告書につきましても、これも我々よりむしろ委員のほうがお詳しいかなと思ひますので、1ページ目は説明割愛させていただければと思ひます。

2ページ目にお進みください。今後の議論の進め方ということでありまして、ここは、ちょっと違和感があれば、本日ご指摘をいただければということで用意をさせていただいているものでございます。

基本的な考え方といたしまして、ガス機器への影響というものを考えますと、広範な影響というのが予想される面もなきにしもあらずでございますので、したがって、エビデンスベースではありませんけれども、エビデンスをきちんと集めておいたほうがいいのかというのが今の事務局の理解でございまして、その結果、調査というのを事務局として行った上で、その調査に基づきまして、またこちらのワーキングでご議論いただくという進め方でどうかというふうに思っているというのが、1点目の、ある種お諮り事項でございます。

2点目につきましては、その調査の内容でございまして、そちらが(1)、(2)と書かれている2項目でございまして、(1)の項目につきまして、これはある種の技術的な検討ということになるかと思ひますが、特にお諮りしたいなと思ひますのは2番目の黒ポツのところ、バンド幅を2つほど提案させていただいているところでございます。

すなわち、①のLNG調達事業者が調達するLNGの熱量を踏まえた40メガジュールから46メガジュール。これは、次の3ページ目にエビデンスはつけてございますが、大体、日本の国内で輸入されるLNGの熱量が40から46メガジュールということでございますので、こちらのバンド幅でまず調査してみるということと、②でございまして、13Aの熱量というのを地域ごとに見た場合、これは4ページ目にグラフがあると思ひますけれども、その熱量を踏まえますと、ほぼ全域というのがカバーされます42メガジュールから46メガジュール、この2つのバンド幅について調査するというようなことでどうかと事務局としては思っているということでございます。

(2)の項目につきましては、これはある種当たり前ということかもしれませんが、韓国、欧州、米国についての実態。要は、熱量バンド制が外形上導入されているけれども、実態上もそれがそのように運用されているかどうかということも含めて、海外の調査をしていきたいと思ってございますので、こちらは、ある種当然のことといえば当然のことかもしれませんが、諸外国のことをきちんと調べていくということでございます。

事務局の説明としては以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、熱量バンド制に関する検討ということで、これは進め方について皆さんにご議論いただくということになります。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

確認ですけれども、これ、40～46と42～46、両方やるということですね。

はい、わかりました。それは両方やっていただいたほうがいいと思う。

この話、バンド制に積極的な人と消極的な人の意見聞きますと、全然諸外国の状況というのが、伝わってくる情報が全く違うので当惑していますので、言わずもがなのことですけれども、この諸外国の調査をどう中立性を担保して進めるのか、特にそのところを留意して、きちんと調査が終わったら説明していただければと思います。

○山内座長

山野委員、どうぞ。

○山野委員

産業界としましては、やはり熱量の低いガスが来たときに、本来上げたい温度まで上がるのか。例えばガラス業界や窯業業界では、ちゃんと上がらないと製品がつかれないことが非常に心配するところです。それと熱量計ですが、低い熱容量を導管から入れられると、近くの地域はかなり低い熱量のガスが来て、その先はだんだん均一化されて今の45ぐらいになります。本当に熱量計を何処につけて使用負担の平等性を担保するのかということですね。今はガスの供給のところで熱量計つけられています使用負担の平等性で考えると、もっと末端ところで測定しないと地域の平均値が取れない。そのとき社会的インフラの費用として、どちらが高いのかということです。やはり平等性からいくと、末端まで熱量計をつけて平均的にやることと、その請求も毎月毎月変わっていく。そういうことを考えると、今、電力会社さんは供給のところで既に熱量計をつけられて供給されているということですから、そちらのほうが社会的費用全体のインフラ負

担から考えると、やはり今の日本ではなかなか、熱量調整をしないと、無理じゃないかなとは思っています。

前回、熱量計が壊れたらと言われた委員の方もおられましたけれども、それもこの前の3.11みたいな非常事態なので、社会的には納得できるものじゃないかなと思います。

○山内座長

ちょっと順番があれなんですけれども、次、佐藤オブザーバーでよろしいですかね。

佐藤さん、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

熱量バンド制についてですが、我々としては、これは天然ガスの安定供給の確保に大きく寄与するものと考えております。

現在、我々電力会社では、発電所向けに使うガスについては、熱量調整はしておりません。

一方、我々がガス事業を行う場合、熱量調整をしていないガスでは旧一般ガス会社様のパイプラインを利用することはできませんので、したがって、熱量調節設備を建設し、LPGを添加して託送を利用するという形になっています。

一方、大規模な工場等へは熱量調整しないガスを直接販売するという実態もございます。

このように、生ガスは託送できないガスと整理されておまして、このような現状を踏まえまして、二重導管規制があるというのが実態です。

一方、海外においては、原則熱量調整は行われておりませんで、井戸から直接パイプラインで送られている。あるいは、韓国のように、標準熱量からバンド制に移行したという現状もございます。

当社からの要望は、このような海外の状況をしっかりと調査、検討いただき、現状の標準熱量制から熱量バンド制へ移行をお願いしたいということでございます。これについては、今後のLNGの軽質化対策にも寄与するものと考えております。

また、熱量バンドの幅が広がりまして、電力の購入しているLNGの熱量幅になるとすると、電力のガス導管とガス会社のガス導管が熱量調整設備を介さずにつながるということになります。災害時を含め、天然ガスの安定供給に大きく寄与すると考えております。

その上で、今回、事務局にご提示いただいた熱量の幅をもう少し広げていただくとともに、窒素、酸素あるいは二酸化炭素などの、その他のガスの許容範囲や付臭剤の統一についてもご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山内座長

次、草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。ぜひエビデンスをしっかりと重ねる調査をお願いしたいと思います。

1点、事務局がご提案されている熱量バンドの調査対象の上限は、46 メガジュールということですが、47 メガジュールにすることはできないのかと、そういうご検討をいただけないかと思いました。

これは、4ページのスライドから、もちろんカロリーというのは下げるトレンドにあるということは重々理解しておりますけれども、しかし、13Aの都市ガスで46から47メガジュールのガスを供給しているという事業者が結構おられるということだと思います。プロパンガスやブタンガスなどを混入してカロリーを上げたりするわけですが、たまたまカロリーの高いLNGを輸入する結果、カロリーを下げる必要があるということで窒素を入れたり、そういったことをされる事業者もあります。私がヒアリングをしたところによりますと、燃料電池などで、そういう窒素がたくさん入りますとアンモニアが発生して悪影響が出るといったような話も聞いております。

いろんな調査をしていただくという観点からも、何か理由があって46メガジュールで区切られたのかとは思いますが、47メガジュールにまで上げていくことはご検討いただけないかと思いました。

以上です。

○山内座長

次は中島オブザーバー、どうぞ。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。石油資源開発の中島でございます。

まず、弊社といたしまして、事務局からご提示のあった調査の実施内容について異論はございません。

その上で、弊社が操業上留意している点について、2点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、弊社の供給先には、資料6の5ページに例示がされております機器以外をご使用されているお客様で、熱量の安定性というものに対して非常に強いニーズをお持ちの最終需要家様が存在するという事例でございます。

過去に、弊社の供給ガス熱量が計画外に、弊社の卸先小売事業者様の約款熱量の範囲内で約7%程度上昇したことで、水産練り製品の製造過程で大量の商品が焦げて市場価値を喪失し、ク

レームになったという事例がございました。

また、国産天然ガスと輸入LNG気化ガスを両方扱っております弊社では、操業上の都合によりまして、年に数回程度の頻度ではございますけれども、ネットワーク内で計画的な熱量変動が生じることがございます。そうした際に、例えば新潟地域に多いのですけれども、せんべい等の焼き工程を持つ製菓会社さんなどでは、弊社からの熱量の変動予告に応じて、職人さんが機器に張りついて火力の調整をされるなどの対応を実施されていると承っておりますので、私どもとしては、熱量変動に敏感なお客様の存在に留意した操業を行っているところでございます。

もう1点は、弊社の幹線オペレーションに関する留意点でございます。

弊社のパイプラインネットワークのうち、新潟・仙台間のパイプラインと、福島県の相馬LNG基地を起点といたしまして宮城県の岩沼市に向け北上する相馬・岩沼間パイプラインがございまして、これが岩沼バルブステーションでT字状に合流しております。つまり、新潟県にございます日本海エル・エヌ・ジー様が仙台方面に向けて送出されるガスと、弊社が相馬LNG基地から送出するガスが岩沼で合流するということになります。

このときに、日本海エル・エヌ・ジー様からの送出ガスは、LPG熱調は行われておりませんが、複数の液種を基地内のラインでブレンドして、弊社の特定導管に払い出す際には一定の熱量範囲に、安定的におさまるように調整されていっております。

一方で、相馬のLNG基地はタンクの基数が少ないということもございまして、そのときの在庫LNGの液種次第では、相馬から出すガスの熱量が日エルさんから出されて新潟・仙台ラインを通っているガスと大きく乖離する可能性がございます。

仮にそれをそのままぶつけた場合に、合流地点のガスの性状が急激に変化するおそれ、あるいは、合流地点で、いわゆる界面と称されているようでございますが、言葉をかえますと、均一に熱量が交わらずに、まだらになって流れていくという現象が生じることがございます。そうしますと、下流の需要家様側では短時間に熱量が振幅するということが起こり得まして、これにより何らかの支障を生じるのではないかと懸念しているところでございます。こういったこともございまして、私ども相馬LNG基地では、LPG熱調設備を設置いたしまして、必要に応じて増熱調整を実施するというを、実態として行っております。

弊社としては、基地間連結の観点から、未熱調ガス同士の合流・混合の可否について検討する場合には、こうした熱量変動現象についても需要家様に受け入れていただけることが必要ではないかと思っております。

以上、今後の調査検討に際しての一助となれば幸いです。ありがとうございました。

○山内座長

じゃ、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

一言だけ。日本の場合にはいろんな国から輸入していますので、バンド幅も物によって非常に違う場合があります。もし導入するのであれば、機器がきちっと対応できるような幅については、その機器の効率がしっかり出るような形での対応が必要なんじゃないかと思います。

以上です。

○山内座長

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今の柏木委員のご意見とつながりますが、今回のバンド制を導入した場合に、家庭の消費者に対して影響が見込まれる参考例として資料に挙げてありますが、海外の調査のときには、海外のバンド制の状況と、それらに対応できる機器との関係についても、ぜひ調査していただけるとありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

○山内座長

どうぞ、橘川委員。

○橘川委員

割とバンド制に批判的な意見が多いように聞こえたんですけども、一方で、例えば真岡の神戸製鋼の内陸型の、あれはLNG火力ではなくて都市ガス火力になっていて、ある意味で国民経済的に無駄が生じていることは間違いないと思うんですね。そういう意味で、もし熱調を行う必要がない装置に対して熱調が行われていることによって、国民経済的にどれくらい損失が出てののかというような視点からの調査もしていただければいいなと思います。

○山内座長

そのほかにご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

批判的な意見が多かった。しかし私はぜひ進めるべきだと思っているので、今回の調査にとっても期待しています。

こういう事例がなかったかは調べていただきたい。LNG基地は損傷を受けていないのだけど、熱調設備が損傷を受けた結果として、ある種の供給支障が生じたというようなことがなかったの

かも、もしあれば調べていただきたい。もちろん、支障が出ていけばニュースとかになるわけですから、そういうことがなかったというのはわかりますが、例えば、そういうことのためにバックアップ施設というのがLNGの側で大量に必要になるとか、基地の側で必要になるとかというようなことになれば、それは膨大なコストになる。安定供給という観点から見ても、このような無駄なことを本当に続ける価値があるのかもぜひ考えていただきたい。

以上です。

○山内座長

そのほか、ご発言はございますか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、これはこれからどう進めるかということですので、皆様のご意見を事務局で酌み取っていただいておりますので、お進めいただければと思います。

議論、以上ですけれども、何か事務局からありますか。

特によろしいですか。

次回について、それではお願いいたします。

○吉野電力・ガス事業部政策課長

次回でございますが、11月29日、ちょうど1カ月後ということになるかと思っておりますけれども、木曜日、同じ時間帯、10時から12時でございますけれども、会場につきましても本日と同じ、この講堂というところでございますので、よろしくをお願いいたします。

議題につきましては、また別途ご連絡を申し上げたいと思います。

○山内座長

どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第2回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさせていただきます、本日はご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

午前11時59分 閉会